

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 雇用環境整備促進奨励金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、

これから非常時における勤務体制づくりなど

職場環境整備に関する取組計画を作成・実施する 企業に奨励金を支給します。

※国の雇用調整助成金等を受給したのみでは対象となりません

申請期間：令和3年4月30日(金)～令和3年6月30日(水)

※郵送のみ・消印有効

交付額：1事業所10万円（交付は1事業所につき1回限り）



サイようくん

以下の①～③それぞれに、
必ず1つチェックがあることが必要です！！

交付要件

①

非常時における雇用環境整備に関する**現状分析及び具体的な取組計画**
 を作成し、公益財団法人東京しごと財団の指定する取組期間及び実績
報告提出期間までに**実施及び報告**すること

交付対象

②

- 都内に雇用保険適用事業所があり、且つ中小企業である
- 事業主が雇用保険適用事業主ではないが、都内にある労働者災害補償保険適用事業場の中小事業主である
- 都内にある暫定任意適用事業場の場合は、当該事業場を管轄する農政事務所等が発行する農業等個人事業所に係る証明書の添付がある中小事業主である

③

国から以下のいずれかの支給決定を受けていること

- 雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金
- 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業対応コース）
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
- 産業雇用安定助成金（産業雇用安定助成金は都道府県労働局長から支給）

※他にも対象要件・確認事項がございますので、詳細については「東京しごと財団 雇用環境整備課」ホームページにて必ずご確認ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/index.html>

